

リミックスでんき

約款

(低圧特別付与プラン用)

2025年 10月1日実施

株式会社リミックスポイント

目次

第Ⅰ章 総則	1
第1条 適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 定義	2
第4条 単位および端数処理	4
第5条 実施細目等	4
第Ⅱ章 契約の申込み	4
第6条 需給契約の申込み	4
第7条 需給契約の成立および契約期間	5
第8条 需要場所	5
第9条 需給契約の単位	6
第10条 供給の開始	6
第11条 供給の単位	7
第12条 承諾の限界	7
第Ⅲ章 契約種別および料金	7
第13条 契約種別および電気料金	7
第Ⅳ章 料金の算定および支払い	8
第14条 料金の適用開始の時期	8
第15条 検針日	8
第16条 料金の算定期間	8
第17条 使用電力量の計量	8
第18条 料金の算定	9
第19条 日割計算	9
第20条 料金の支払義務および支払期日	9
第21条 料金その他の支払方法	10
第22条 延滞利息	11
第23条 保証金	11
第24条 期限の利益の喪失	11
第25条 合意管轄	12
第Ⅴ章 使用および供給	13

第 26 条 適正契約の保持.....	13
第 27 条 力率の保持.....	13
第 28 条 需要場所への立入りによる業務の実施.....	13
第 29 条 電気の使用に伴うお客さまの協力	13
第 30 条 供給の停止.....	14
第 31 条 供給停止の解除.....	14
第 32 条 供給停止期間中の料金.....	15
第 33 条 違約金.....	15
第 34 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	15
第 35 条 制限または中止の電気料金	16
第 36 条 損害賠償の免責.....	16
第 37 条 設備の賠償.....	17
第Ⅵ章 契約の変更および終了	17
第 38 条 需給契約の変更.....	17
第 39 条 名義の変更.....	17
第 40 条 需給契約の廃止.....	18
第 41 条 需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算.....	18
第 42 条 解約等.....	18
第 43 条 料金単価の変更.....	20
第 44 条 需給契約消滅後の債権債務関係.....	20
第Ⅶ章 供給方法および工事	20
第 45 条 需給地点および施設	20
第 46 条 計量器等の取付け.....	20
第 47 条 電流制限器等の取付け.....	21
第Ⅷ章 工事費の負担	21
第 48 条 工事費負担金.....	21
第 49 条 工事費負担金の申受けおよび精算.....	22
第 50 条 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	22
第Ⅸ章 調査および保安に対するお客さまの協力.....	22
第 51 条 保安の責任.....	22
第 52 条 調査.....	22
第 53 条 調査に対するお客さまの協力	22
第 54 条 保安等に対するお客さまの協力	23

第X章 その他	23
第55条 手数料等	23
第56条 反社会的勢力の排除	24
第57条 個人情報の保護等	25
第58条 広告電子メールの送信等	25
附 則	25
1 本約款の実施期日	25
別 表	26
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	26
2 燃料費調整	26
3 使用電力量の協定	30
4 日割計算の基本算式	32
5 提供エリア	33
6 離島ユニバーサル調整	34

第 I 章 総 則

第 1 条 適用

- (1) 株式会社リミックスポイント（以下、「当社」といいます。）が、お客さまに一般の需要に応じて低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この「リミックスでんき約款（低圧特別付与プラン用）（以下、「本約款」といいます。）」によります。
- (2) 本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用します。
沖縄県、および離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）
- (3) 需給契約の契約種別、料金等について定める料金定義書（本約款第 3 条(19)において定義します。）は、本約款の一部を構成します。なお、料金定義書の内容が本約款の内容と矛盾する場合には、料金定義書の内容を優先するものとします。

第 2 条 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定、その他供給方法等の技術的な事項またはお客様との電気の供給に関する契約（以下、「需給契約」といいます。）にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により変更が必要な場合、消費税または地方消費税の税率が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款その他の当社とお客さまとの供給条件（以下「本約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (2) 本条(1)に基づく本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社Webサイト上に掲載する方法、ポータルページに掲載する方法その他の当社が適切と判断した方法（以下、「当社が適切と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ロ 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、本約款等の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地のみを記載すれば足りるものといたします。
- (3) 本条(1)に基づき本約款等を変更する場合、当社は、本約款等の変更内容を、当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、料金単価を変更する場合の方法については、第43条によるものとします。
- (4) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面

交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。また、この場合、当社は、前項のお知らせを省略することがあります。ただし、この場合であっても、変更後の本約款等については、当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

第 3 条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルト (V) または 200 ボルト (V) をいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯、LED 等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
需給契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
需給契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流
需給契約上使用できる最大電流（アンペア）（A）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (8) 契約容量
需給契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）（kVA）をいいます。
- (9) 契約電力
需給契約上使用できる最大電力（キロワット）（kW）をいいます。
- (10) 使用電力量
お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同意の電圧で測定された 30 分ごとの値をいいます。ただし、やむを得ない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として 3 パーセントの損失率によって修正した電力量とします。
- (11) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

(16) 一般送配電事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(17) 小売電気事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める事業者をいいます。

(18) 託送供給等約款

電気事業法第 18 条に規定され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。

(19) 料金定義書

本約款の一部を構成する、当社の供給する電気の契約の種別、料金等を定める「リミックスでんき料金定義書」（お客さまが選択し、当社が承諾した料金プランに適用されるもの）をいいます。

(20) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(21) 供給地点特定番号

需要場所において 1 つ付与されている番号で、一般送配電事業者または当社が設備情報および使用電力量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(22) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給に係る契約をいいます。

(23) 料金プラン

契約種別ごとにお客さまに適用される基本料金または最低料金,電力量料金等の料金体系をいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワット (W) または 1 ボルトアンペア (VA) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (5) 力率の単位は、1 パーセント (%) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税および地方消費税が課される金額、ならびに消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとします。

第5条 実施細目等

本約款に定めのない特別な事項または本約款の実施上必要な細目事項については、本約款の趣旨に則り、その都度、お客さまと当社との協議によって定めます。

第Ⅱ章 契約の申込み

第6条 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、インターネット等、当社所定の方式によって当社に対し申込みをしていただきます。ただし、この定めによらず、協議によって書面による申込みも可能とします。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約電流、契約電力、契約容量、契約主開閉器、負荷設備、発電設備、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

なお、契約種別は、原則として、お客さまが電気の需給を受ける区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が提供するものと同種の契約種別（ただし、当社が料金定義書等において提供可能なものとして記載しているものに限りまゝす。）を適用するものとします。これを変更しようとするときは、お客さまと当社とで協議することとします。

- (2) お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただくものとします。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気について

は、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただくものとします。

- (3) お客さまに当社が電気を供給する場合は、一般送配電事業者の供給設備を使用します。そのため、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者に関わる事項および系統連系技術要件を遵守していただきます。
- (4) 当社が必要と判断する場合、契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力について、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。
- (5) 動力コースの需給契約は、単体での申込みか、あるいは、従量電灯との同時申込みをすることができるものとします。

第7条 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社がお客さまから申込みを受付け、一般送配電事業者の切替え手続きが完了した後、当社が電気の供給を開始した時に成立するものとします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年後の応当日までとします。
 - ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、以後も同様とします。
- ハ 最低利用期間は、本約款第14条（料金の適用開始の時期）で定める料金の適用開始日以降1年後の応当日までとします。なお、最低利用期間内に需給契約が消滅した場合には、当社が定める期日までに解約違約金として本約款第55条（手数料等）（3）で定める額をお支払いいただきます。
- (3) 需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまに対する供給条件の説明を行う事項は、継続の需給契約期間に関する事項のみとします。また、書面の交付については、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電子メールの送信またはインターネット等により、お客さまにお知らせします。

第8条 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、本条(2)および(3)によります。ただし、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1需要場所を決定することがあります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、本条(3)によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞ

れが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所とします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所とします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所とします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものとします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものとします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

第9条 需給契約の単位

- (1) 当社は、電灯または小型機器と動力とあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうち1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、やむをえない場合等特別の事情がある場合は協議することとします。
- (2) 変圧器、発電設備等を介して電灯または小型機器を使用することはできません。

第10条 供給の開始

- (1) 他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客様にお申込みをいただき、一般送配電事業者が切替手続を完了した後に供給の開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、当社による電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給します。なお、需給開始日は、原則として、お申込みをいただいた日の当月または翌月の検針日といたします。

- (3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、一般送配電事業者の所定の手続の進行状況等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給します。

第 11 条 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

第 12 条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）、その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第Ⅲ章 契約種別および料金

第 13 条 契約種別および電気料金

- (1) 契約種別および電気料金に関する詳細事項等は、料金定義書において定めます。
- (2) 料金定義書では、適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等、電気料金メニューの適用期間等を定めます。
- (3) 契約種別は、次のとおりとします。
- 1 電灯需要
従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C
 - 2 電力需要
低圧電力

第Ⅳ章 料金の算定および支払い

第 14 条 料金の適用開始の時期

電気料金は、供給手続き前にお客さまから供給開始延期に関する申入れがあった場合およびお客さまの都合によらない事由によって電気供給が開始されない場合を除き、需給開始の日から適用します。

第 15 条 検針日

検針は、一般送配電事業者が定めた日（お客様の属する検針区域に応じて、あらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に原則として実施されます。検針日は、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日とします。

第 16 条 料金の算定期間

- (1) 電気料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下、「検針期間」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から検針期間の終期までの期間とし、需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は検針期間の始期から消滅日の前日までの期間とします。
- (2) 一般送配電事業者が記録型計量器（スマートメーター）により計量する場合で予めお客さまに計量日（電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。以下同様とします。）をお知らせしたときは、前条および本条(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下、「計量期間」といい、検針期間と合わせて「計量期間等」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から計量期間の終期までの期間とし、需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は計量期間の始期から消滅日の前日までの期間とします。

第 17 条 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される 30 分ごとの使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定します。
- (2) 電気料金の 1 算定期間において記録型計量器（スマートメーター）以外の計量器で計量された期間がある場合は、その期間において計量された使用電力量を一般送配電事業者が 30 分ごとに均等に配分した値を 30 分ごとの使用電力量とします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、電気料金の算定期間の使用電力量は、別表 3（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めるものとします。
- (4) 使用電力量の計量の結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（需給契約が終了し

た場合は、原則として終了日における一般送配電事業者から当社への通知)があった後、検針日または計量日の属する月の翌月にお知らせします。

第 18 条 料金の算定

- (1) 電気料金は、お客さまの使用電力量に基づき、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定します。
- (2) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合。
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合。

第 19 条 日割計算

- (1) 当社は、本約款第 18 条（料金の算定）(2)イまたはロの場合は、次により料金を算定します。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 4（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表 4（日割計算の基本算式）(2)の定めにより算定します。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、別表 4（日割計算の基本算式）(3)の定めにより算定します。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定します。
- (2) 本約款第 18 条（料金の算定）(2)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

第 20 条 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの電気料金の支払義務は、次の日に発生します。
 - イ 原則として、検針日または計量日とします。
 - ロ 検針日または計量日に一般送配電事業者からお客さまの接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日とします。
 - ハ 一般送配電事業者から受領したお客さまの接続供給電力量の値の欠損等により受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当社が料金算定を行った日とします。
 - ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日とします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日とします。
- (2) 当社は、電気料金その他請求額を、当社 Web サイト（請求額の電子データ等をお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトを指します。）に登録した電子データによりお客様の閲覧に供します。このとき、当社は、当社 Web サイトに請求額に係る電子データを登録したことにより、お客様に請求を行ったも

のとみなします。

- (3) お客さまが電気料金その他請求額に係る請求書等の発行を当社に要求した場合、当社は、原則として請求書等の発行を行います。この場合、お客さまは、請求書の発行等に係る手数料をお支払いいただきます。
- (4) お客さまの料金は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。なお、支払方法および支払期日は、以下のとおりとします。

イ 口座振替払い

毎月 27 日を支払期日とします。ただし、27 日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日とします。

ロ クレジットカード払い

請求書発行月の末日を支払期日とし、お客様が指定されたクレジットカード会社から支払いがなされます。

第 21 条 料金その他の支払方法

- (1) 電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定する方法で支払っていただきます。支払方法を選択する場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合、またはお客さまが口座振替払いもしくはクレジットカード払いによる支払い方法を指定いただけない場合等特別の事情がある場合には、当社の指定する金融機関の口座への振込またはコンビニ払いにより支払っていただきます。この場合、振込手数料はお客さまの負担とします。
- (2) 次の時にお客さまから当社に対する支払いがなされたものとします。

イ 口座振替払い

請求額がお客さまの指定する口座から引き落とされた時。

ロ クレジットカード払い

原則として、請求額がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれた時。

ハ 振込払い

請求額が当社が指定した金融機関等に振り込まれた時。

ニ コンビニ払い

お客さまにより請求額が当社が指定した払込用紙にて支払われ、コンビニエンスストア等により当社が指定した金融機関等に当該請求額が払い込まれた時。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下、「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれた時に当社に対する支払いがなされたものとします。なお、この場合の払込等に係る手数料はお客さまの負担とします。

- (4) お客さまに支払っていただいた料金は、支払義務の発生した順序で充当します。
- (5) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合は、支払過剰額または過小額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として、お知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。
- (6) 本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してもなお支払われない場合には、お客さまの氏名・名称、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

第 22 条 延滞利息

- (1) お客さまが債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払われない場合は、延滞利息を当社が指定する期日までに支払っていただきます。
- (2) 延滞利息が発生する起算日は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日とします。
- (3) 延滞利息は、起算日から支払いがなされた日までの日数に応じて、年率 14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求します。

第 23 条 保証金

- (1) 当社は、電気の供給の開始もしくは再開に先だって、または電気供給継続の条件として、お客さまから予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を当社に預けていただくことがあります。ただし、お客さまの料金等の支払履歴や財務状況に変化が認められる場合、または、本条(3)に基づき保証金がお客さまの料金等の支払に充当された場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、需給契約満了の日以降 60 日目の日までとします。
- (3) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金等が支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払いに充当することができるものとします。
- (4) 保証金には利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金を返還します。ただし、本条(3)に基づきお客さまの支払いに充当した場合は、その残額を返還するものとします。

第 24 条 期限の利益の喪失

- (1) お客さまに次の各号の一の事由が生じた場合、当社は、お客さまに対し何ら催告を要することなく、需給契約を解除することができるものとします。この場合、お客さまは、当社の請求によって当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し直ちにその一切の債務の弁済するものとします。なお、当社は、需給契約の解除日をお客さまに通知するものとします。

イ 支払の停止、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始またはこれらに類する法的申請の申立があったとき。

- ロ 死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、または後見開始もしくは保佐開始の決定を受けたとき。
 - ハ 自ら振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けたとき、または手形交換所の取引停止処分、銀行取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき。
 - ニ 差押を受け、または強制執行または担保権の実行として競売の申立を受けたとき。
 - ホ お客さまが公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - ヘ 住所変更の届出を怠る等お客さまに帰責事由がある場合においてお客さま所在が不明となったとき。
- (2) お客さまに次の各号の一の事由が生じた場合、当社は、お客さまに対し何ら催告を要することなく、需給契約を解除することができるものとします。この場合、お客さまは、当社に対する一切の債務の期限の利益を喪失し直ちにその一切の債務の弁済するものとします。なお、当社は、需給契約の解除日をお客さまに通知するものとします。
- イ 電気料金の支払期日を経過してもなお支払いがない場合または支払いの事実が確認できない場合。
 - ロ 需給契約によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（工事費負担金、延滞利息その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合。
 - ハ 契約電力を超えて使用した場合。
 - ニ 一般送配電事業者により接続供給が終了された場合、または、一般送配電事業者により電気の供給を停止される行為（一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷、亡失させるなどの、重大な損害を与えるような行為、電気工作物の改変等により不正に電気を使用するような行為等）をいいますが、これらに限られません。）を行った場合。
 - ホ 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為、その他当社が不適切であると判断する行為を行った場合。
 - ヘ 本約款に違反した場合。

第 25 条 合意管轄

需給契約に関して生じた一切の紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第Ⅴ章 使用および供給

第 26 条 適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして接続供給契約を適正なものに変更するように求められた場合等、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかにお客さまとの需給契約を適正なものに変更させていただきます。

第 27 条 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90 パーセント以上に保持させていただきます。

第 28 条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示するものとします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査の業務。
- (2) 本約款第 54 条（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務。
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認の業務。
- (4) 計量器の検針または計量値の確認の業務。
- (5) 本約款第 30 条（供給の停止）、本約款第 40 条（需給契約の廃止）(1)または本約款第 42 条（解約等）により必要な処置にかかる業務。
- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務。

第 29 条 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合。
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合。
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合。
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合。
- ホ その他イ,ロ, ハまたはニに準ずる場合。

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、本条(1)に準ずるものとします。

第 30 条 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給停止を一般送配電事業者へ依頼することがあります。
- イ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
 - ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷または亡失して、当社および一般送配電事業者へ重大な損害を与えた場合。
 - ハ 一般送配電事業者でない者が需要場所において一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、その旨をお客さまに警告してもなお改まらない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給停止を一般送配電事業者へ依頼することがあります。
- イ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合。
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合。
 - ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用した場合。
 - ニ 本約款第 28 条（需要場所への立入りによる業務実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員立入りによる業務実施を正当な理由なく拒否した場合。
 - ホ 本約款第 29 条（電気の使用に伴うお客さまの協力）によって必要となる措置が講じられない場合。
 - ヘ その他お客さまが託送供給等約款に違反した場合。
- (3) 当社がお客さまに本約款第 26 条（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めたにもかかわらず、お客さまがこの求めに応じていただけない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給停止を一般送配電事業者へ依頼することがあります。
- (4) 本条(1)乃至(3)の定めにより電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者へ供給停止のための適切な処置を依頼します。なお、この場合、必要に応じて、お客さまに協力をしていただきます。

第 31 条 供給停止の解除

本約款第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要することとなった債務を期日までに支払われた

ときには、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼します。

第 32 条 供給停止期間中の料金

本約款第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の 50 パーセント相当額を、本約款第 19 条（日割計算）の定めにより停止期間中の日数につき日割計算して算定し、お客さまから支払っていただきます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含まないものとします。

第 33 条 違約金

- (1) お客さまが本約款第 42 条（解約等）(1)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、当該お客さまから違約金として支払っていただきます。
- (2) 本条(1)にいう「免れた金額」とは、需給契約において定めた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が合理的に決定した期間とします。

第 34 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合。
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。
 - ハ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。
 - ニ 非常変災の場合。
 - ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等、一般送配電事業者が電気の供給を中止しまたは使用を制限もしくは中止する要請を行った場合。
- (2) 本条(1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 35 条 制限または中止の電気料金

- (1) 当社は、本約款第 34 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用の制限をもしくは中止した場合には、当社は、料金を次のとおり割引します。ただし、その原因がお客さまの責に帰すべき事由となる場合には、当該お客さまについて割引を行いません。

イ 割引の対象

基本料金とします。ただし、本約款第 16 条（料金の算定の期間）(2)の場合は、制限または中

止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額とします。

□ 割引率

1 月中の制限または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントとします。

ハ 制限または中止した延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上、電気の供給の制限をしもしくは中止した日を 1 日として計算します。

- (2) 本条(1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまにあらかじめお知らせして行う電気の使用の制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の「1 月につき 1 日」とは、1 暦月における 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間とします。
- (3) 本条(1)による割引額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

第 36 条 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本約款第 34 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すべき事由でないものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 本約款第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、または本約款第 42 条（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、その理由の如何を問わず、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

- (4) 漏電その他の事故が生じた場合でも、それが当社の責に帰すべき事由である場合を除き、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災地変、伝染病、戦争、暴動、労働争議、法令の改正等の不可抗力によってお客さまが損害を受けた場合、当社は、その損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

第 37 条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

第Ⅵ章 契約の変更および終了

第 38 条 需給契約の変更

- (1) お客さまが需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、本約款に別段の定めのある場合を除き、本約款第Ⅱ章（契約の申込み）に定める、新たに需給契約を希望される場合に準ずるものとします。
- (2) お客さまが、当社における契約種別の変更を希望される場合は、原則として、当社所定の手続きによって、申込みをしていただきます。

第 39 条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社へ文書による申し出をしていただきます。

第 40 条 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 需給契約は、本約款第 42 条（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅します。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものとします。
 - ロ 当社の責に帰すべき事由でない事由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものとします。
- (3) 当社との需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者の定めにより、新たな小売電気事業者に対してまたは当社および新たな小売電気事業者の双方に対して申入れをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者からの依頼またはお客さまからの申入れに基づいて、需給契約を終了させるための必要な処置を行ないます。この場合、当社との需給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日に終了するものとします。
- (4) 需給契約の廃止・終了に伴い、付与されたポイント等の失効、継続使用期間に応じた割引等がある場合の特典の消滅等の不利益があったとしても、お客さまは、それに対し異議を唱えられないものとします。

第 41 条 需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算

- (1) お客さまが契約電力、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようと、または契約電力、契約電流もしくは契約容量を減少しようとされる場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更を行ない、または需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 42 条 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にて通知します。

- イ お客さまが需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名・名称、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申し出を行なった場合。
 - ロ 他人になりすまして当社の各種サービスを利用した場合。
 - ハ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合。
 - ニ お客さまが契約された用途以外の用途に電気を使用された場合、または電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、もしくは電気を使用する場合。
 - ホ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合。
 - ヘ 本約款第 28 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。
 - ト 本約款第 29 条（電気の使用に伴うお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合。
 - チ 当社の電気供給またはこれに係るサービスの運営を妨げる行為を行なう場合。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にて通知します。
- イ 料金を支払期日をさらに 20 日経過してもなお支払わない場合。
 - ロ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してもなお支払わない場合。
 - ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金、手数料その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合。
 - ニ 契約電力を超えて使用した場合。
 - ホ 一般送配電事業者により接続供給が終了された場合、または、一般送配電事業者により電気の供給を停止せらるる行為（一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷、亡失させるなどの重大な損害を与えるような行為、電気工作物の改変等により不正に電気を使用するような行為等をいいます。なお、これらに限られません。）を行なった場合。
 - ヘ 法令に反した行為、または、反するおそれのある行為その他当社が不適切と判断する行為を行なった場合。
 - ト その他お客さまが需給契約に違反した場合。
- (3) お客さまが本約款第 40 条（需給契約の廃止）(1)による通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、当社が電気の需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものとします。
- (4) 本約款第 39 条（名義の変更）の際に、当社は、需給契約を解約する権利を有し、または本約款第 23 条（保証金）に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。
- (5) 当社との需給契約の解約に伴い、結果的にお客さまが他の小売電気事業者等から電気の供給を受けられない場合には、一般送配電事業者による電気の供給が停止されることがあります。そのときにはお客さまは、一般送配電事業者に対して最終保証供給・特定小売供給を申込みする必要があります。

第 43 条 料金単価および料金プランの変更

- (1) 当社は、電気調達費用等の変動等により料金改定が必要となる場合には、次の手順に従い、需給契約における新たな料金単価を定めることができます。
- イ 当社は、事前に新たな適用単価、およびその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面（FAX による方法を含みます。）もしくは電磁的方法（当社 Web サイトにおける掲載、電子メールの送信）、またはその組み合わせによる方法でお客さまに通知します。
- ロ お客さまは、新たな料金単価の適用を承諾しない場合には、新料金単価適用開始日の 15 日前までに、当社に対して書面（FAX による方法を含みます。）によって解約を通知することで需給契約を解約することができます。この場合、需給契約は、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。
- ハ ロに定める期限までにお客さまより需給契約の解約の通知がない場合には、当社は、新料金単価適用開始日よりお客さまとの需給契約において新たな料金単価を適用します。
- (2) 当社は、電気調達費用等の変動等により料金プランの変更が必要となる場合には、次の手順に従い、需給契約における料金プランを変更することができます。
- イ 当社は、事前に適用のある変更後の料金プランおよびその適用開始日（以下、「料金プラン適用開始日」といいます。）を書面（FAX による方法を含みます。）もしくは電磁的方法（当社 Web サイトにおける掲載、電子メールの送信）、またはその組み合わせによる方法でお客さまに通知します。
- ロ お客さまは、料金プランの変更を承諾しない場合には、料金プラン適用開始日の 15 日前までに、当社に対して書面（FAX による方法を含みます。）によって解約を通知することで需給契約を解約することができます。この場合、需給契約は、料金プラン適用開始日の前日をもって終了するものとします。
- ハ ロに定める期限までにお客さまより需給契約の解約の通知がない場合には、当社は、料金プラン適用開始日よりお客さまとの需給契約において変更後の電気料金プランを適用します。

第 44 条 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中に生じた料金、工事費負担金、保証金、延滞利息、違約金、手数料その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しません。

第Ⅶ章 供給方法および工事

第 45 条 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、託送供給等約款における供給地点とします。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備、付帯設備（供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）およびその施設に関する事項は託送供給等約款によります。

第 46 条 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等になります。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の二次配線、通信装置、通信回線等になります。）および区分装置（時間を区分する装置等になります。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社または一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合は計量器の付属装置とはしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

イ お客さまの希望により計量器の付属装置を施設する場合。

ロ 変成器の二次配線等で、規格以上のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望により特に長い配線を必要とする場合。

ハ その他特に多額の費用を要する場合。

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置または区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、本条(1)によりお客さまが施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で利用できるものとします。
- (4) 当社および一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社および一般送配電事業者が無償で利用できるものとします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置または区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

第 47 条 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

第Ⅷ章 工事費の負担

第 48 条 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これに伴い新たに配電設備、特別供給設備を新設または増設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加を伴わないで、お客さ

まの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社は、その実費相当額を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

第 49 条 工事費負担金の申受けおよび精算

当社が託送供給等約款に基づき本約款第 48 条（工事費負担金）の工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前にお客さまから申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

第 50 条 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費相当額をお客さまから申し受ける場合があります。なお、実際に供給設備の工事を行なわれなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費相当額を申し受ける場合があります。

第Ⅸ章 調査および保安に対するお客さまの協力

第 51 条 保安の責任

一般送配電事業者が、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

第 52 条 調査

一般送配電事業者が、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査します。

第 53 条 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者が本約款第 52 条（調査）所定の調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまには電気工作物の配線を提示していただき、当社に対してもその内容を開示することがあることをあらかじめ承諾していただきます。

第 54 条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置を実施します。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。
- (2) お客さまが当社または一般送配電事業者の計量器、供給設備等の電気工作物に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。なお、保安の理由から緊急に変更または修繕工事をした場合には、その内容を直ちに当社および一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

第 X 章 その他

第 55 条 手数料等

- (1) 当社は、お客さまからの申出があった場合は、お客さまに係る請求書（クレジットカードによるお支払いの方は利用明細書）を書面にて発行いたします。
- (2) 本条(1)所定の書面を発行する場合は、お客さまには次の発行手数料をお支払いいただきます。発行手数料について支払いを要する額は、発行手数料に消費税等相当額を加算した額とします。

手数料名	金額（税別）
請求書、利用明細書	1 通につき 200 円

- (3) 本約款第 7 条（需給契約の成立および契約期間）で定める最低利用期間が経過する前に需給契約が消滅した場合には、当社が定める期日までに以下の額（以下、「解約違約金」といいます。）を支払っていただくことがございます。解約違約金について支払いを要する額は、解約違約金に消費税等相当額を加算した額とします。なお、この場合、当社において当社が被った損害を賠償請求することを妨げるものではありません。

手数料名	金額（税抜）
解約違約金	3,000円

- (4) 当社は、お客さまの転居に伴い需給契約が消滅する場合その他やむを得ない理由があると当社において判断する場合には、本条(3)に定める解約違約金の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

第 56 条 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまには、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。

イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の構成員）

ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）

ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員）

ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

ヘ 特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の、暴力団等との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団等との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）

ト その他前各号に準ずる者

- (2) 当社は、お客さまが本条(1)に違反していることが判明した場合、またはお客さまが本条(1)に違反している疑いがあると合理的に認めた場合は、ただちに需給契約を解約することができます。

- (3) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合に、需給契約を解約することができます。

イ 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行なった場合。

ロ 当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

第 57 条 個人情報の保護等

- (1) 当社は、お客さまの個人情報を当社が定めるプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。
- (2) お客さまおよび当社は、需給契約の締結および遂行に際して知りえた機密情報、ならびに需給契約の内容を相手方の承諾なしに第三者に開示または漏洩しないものとします。また、需給契約の終了後においても同様とします。ただし、需給契約の締結・履行のために必要な場合（一般送配電事業者または電力広域的運営推進機関に対する必要な通知、料金の回収等の業務委託を行なうために必要な情報提供を含みますが、これらに限られません。）、行政機関または司法機関からの開示命令を受けた場合は、この限りではありません。

第 58 条 広告電子メールの送信等

- (1) 当社は、お客さまに対して需給契約に関連する取引内容の説明、料金等の通知その他の重要なお知らせ等を行なう際に、広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行なうことがあります。
- (2) 当社は、お客さまに対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みますがこれらに限られません。以下、本条において同じとします。）を行なうことまたは電話をすることがあります。
- (3) お客さまは、本条(1)所定の当社からの広告電子メールの送信または本条(2)所定の印刷物の配送等もしくは電話をすることを希望しない場合には、当社に対して通知することにより、当社からの広告電子メールの送信もしくは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を拒否することができます。

附 則

1 本約款の実施期日

- (1) 本約款は、令和7年 10月1日から実施します。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用します。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日とします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

各エリアの地域電力会社が発表している燃料費調整額の算定方法に準ずるものとします。ただし、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限は設定しないものとします。

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ については、付表のとおりといたします。

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※各式で用いるxは付表のとおりといたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格がx円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (x - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格がx円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - x) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金が適用される契約種別については、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

【付表】

供給区域	α , β および γ の値	基準単価 【1 キロワット時につき】	基準燃料価格 (× 円)
北海道	$\alpha = 0.1874$	17 銭 3 厘	80,800 円
	$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 1.0036$		
東北	$\alpha = 0.0259$	19 銭 7 厘	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		
東京	$\alpha = 0.0048$	18 銭 3 厘	86,100 円
	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		

	$\gamma=0.4275$		
北陸	$\alpha=0.0415$	16 銭 5 厘	79,800 円
	$\beta=0.0745$		
	$\gamma=1.2499$		
関西	$\alpha=0.0140$	16 銭 5 厘	27,100 円
	$\beta=0.3483$		
	$\gamma=0.7227$		
中国	$\alpha=0.0406$	21 銭 2 厘	80,300 円
	$\beta=0.0992$		
	$\gamma=1.1994$		
四国	$\alpha=0.0875$	15 銭 4 厘	80,000 円
	$\beta=0.0770$		
	$\gamma=1.1770$		
九州	$\alpha=0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円
	$\beta=0.1861$		
	$\gamma=1.0757$		

3 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次のとおりとします。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定します。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 過去の使用電力量による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じて得た値を合計した値とします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取付後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取付後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量とします。なお、この場合の計量器の取付けは、本約款第 46 条（計量器等の取付け）に準ずるものとします。

(5) 公差を超える誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量 100}}{\% + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差を超える誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定するものとします。

- イ お客さまの申し出により測定したときは、当該申し出の日の属する月
- ロ 当社が発見して測定したときは、当該発見の日の属する月

4 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりとします。ただし、本約款第 18 条（料金の算定）（2）イまたはロの変更のあった日が検針日の前後 5 日間に該当する場合には次の算式を適用せず、日割計算を行なわないものとします。

- (1) 基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \quad \times \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

「暦日数」は次のとおりとします。

イ 電気の供給を開始した場合

供給を開始した日の属する月の日数とします。

ロ 需給契約が終了した場合

需給を終了した日の属する月の日数とします。

ハ 供給を開始した後、同一の料金算定期間中に需給契約が終了した場合需給を終了した日の属する月の日数とします。

ニ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合当該変更があった日の属する月の日数といたします。

- (2) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

イ 本約款第 18 条（料金の算定）（2）イの場合、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定します。

ロ 本約款第 18 条（料金の算定）（2）ロの場合、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定します。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (3) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

イ 本約款第 18 条（料金の算定）（2）イの場合、算定期間の使用電力量により算定します。

ロ 本約款第 18 条（料金の算定）（2）ロの場合、料金の算定期間の使用電力量につき、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定します。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数とします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

5 提供エリア

提供エリア	都道府県名
北海道電力エリア	北海道
東北電力エリア	青森県, 秋田県, 山形県, 岩手県, 宮城県, 福島県, 新潟県
東京電力エリア	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 静岡県の一部
中部電力エリア	愛知県, 長野県, 静岡県（一部を除く）, 岐阜県（一部を除く）, 三重県（一部を除く）
北陸電力エリア	富山県, 石川県, 福井県の一部, 岐阜県の一部
関西電力エリア	滋賀県, 京都府, 大阪府, 奈良県, 和歌山県, 兵庫県（一部を除く）, 福井県の一部, 三重県の一部, 岐阜県の一部
中国電力エリア	鳥取県, 島根県（一部を除く）, 岡山県, 広島県, 山口県（一部を除く）, 兵庫県の一部, 香川県の一部, 愛媛県の一部
四国電力エリア	徳島県, 高知県, 香川県（一部を除く）, 愛媛県（一部を除く）
九州電力エリア	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県

※いずれの離島を除きます。

6 離島ユニバーサル調整

(1) 離島ユニバーサル調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ については、付表のとおりといたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサル調整単価

離島ユニバーサル調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃離島ユニバーサル調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※各式で用いるxは付表のとおりといたします。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格がx円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサル調整単価} = (x - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格がx円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサル調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - x) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

ハ 離島ユニバーサル調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサル調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサル調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサル調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

二 離島ユニバーサル調整額

離島ユニバーサル調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサル調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金が適用される契約種別については、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量までは、最低料金が適用される離島ユニバーサル調整単価とします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

【付表】

供給区域	α , β および γ の値	離島基準単価 【1 キロワット時につき】	離島基準燃料価格 (× 円)
北海道	$\alpha = 1.0000$	1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東北	$\alpha = 1.0000$	1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
中国	$\alpha = 1.0000$	1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
九州	$\alpha = 1.0000$	3 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		